

午前十時三十七分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第六号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会副委員長・国実久夫君登壇）

○観光経済委員会副委員長（国実久夫君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より御報告いたします。

当観光経済委員会は、去る九月三日の本会議において付託を受けました議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分外二件について、九月九日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その審査の概要と結果についての御報告を申し上げます。

初めに、議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分についてであります。

観光課関係費では、別府観光推進戦略会議に要する経費について、世界屈指の温泉資源、豊かな自然環境や観光資源を有する本市として、観光動向の変動や観光客の多様なニーズに十分対応する必要性から、別府観光の将来像、理念を初め、中・長期的戦略を探るとともに、短期的、実践的、具体的なプランに重点を置き、地域の特性を生かした観光推進の指針となる積極的な戦略を模索する観点から、今回、別府観光推進戦略会議を設置したい旨の説明がなされた次第であります。

さきの本会議においても、議会や市民の理解を得るべく、戦略会議の委員及び講師の氏名を明確にすべきではないかとの指摘がなされた経緯があるが、再度の見解を求めたい、との質疑に対し、委員及び講師の人選については、対象予定者からの内諾をいただいているものの、議会での議決及び決裁前であることから、本予算を認めていただいた後に正式な公表をすべきと考慮した次第であり、今議会終了後において対応したい、との答弁がなされましたが、さらに委員から、一年間期限つきの戦略会議設置機関でもあり、現今の経済不況の中、また、これまで疲弊ぎみであった別府観光にとっての起爆剤となり得るような施策を見出すべく、精力的な活動に期待するところである。また、今回は二名の女性委員の選任予定と聞いているが、今後、仮に当該戦略会議を後年に継続する可能性があるのならば、他都市の例に倣い、女性の感性をもっと生かせるような委員の登用にも十分配慮していただきたい、との要望もなされた次第であります。

次に、商工課関係部分では、商店街活性化事業において、今回、中心商店街に買い物に来られる方のために無料駐車場を提供し、中心商店街の活性化を図ろうとするものであり、

アンケート方式で市内各商店街の意向調査を行い、集計した結果、十カ所からの参加希望がなされたことに対応し、それぞれ補助金を計上したいとの説明を了といたしました。

続いて、農林水産業振興費中、水産業振興助成に要する経費の追加額については、これまで二十年間の長きにわたり別府市で開催された大分県水産振興祭が、さきの同実行委員会において、大分市での開催方針が打ち出されたことを受けて、関係者から、大分県農業祭に引き続き、大分県水産振興祭までもが別府市から撤退することは、観光立市にとり大きな痛手となることから、同実行委員会に強く別府市開催の継続を働きかけた結果、理解をいただき、これまでどおり当市開催の運びとなったことを受けて、開催地変更に伴う経費の追加額をお願いするものである、との当局説明を了とした次第であります。

以上の経過を踏まえ、議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

最後に、議第五十七号別府市特別小口融資損失補償条例の廃止について及び議第五十八号別府市小企業振興に伴う勤労者貸付金条例の廃止についての二件は、新たな融資制度の創設に伴う条例の廃止並びに既存のより有利な融資制度を活用していただくため、条例を廃止し整備を行おうとするものであり、本二件は、いずれも説明を妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託を受けました議案三件に対する審査の概要及び結果の報告を申し上げます。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会副委員長・長野恭紘君登壇）

○厚生委員会副委員長（長野恭紘君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より報告いたします。

厚生委員会は、去る九月三日の本会議において付託を受けました議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分につきまして、九月九日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

最初に、社会福祉課関係部分であります。

まず、当局より、生活保護適正化実施推進に要する経費の追加額については、生活保護制度の安定的運営を図ることを目的に、実施基盤の充実、適正実施の推進、事務事業の効率化を図るものであり、当課で実施するもののほかに情報機器のリース料など、情報推進課での財源充当を行うものであるとの説明がなされました。

また、社会福祉協議会に要する経費の追加額は、先般より、調査会等で説明している別府市社会福祉協議会が建設する予定の仮称別府市北部コミュニティーセンターに対する補

助金の追加額であり、社会福祉協議会に財団法人車両競技公営資金記念財団より、直接交付される金額を合わせた総事業費三億六千万円の六分の一の額である、との説明がなされたところであります。

これを受け委員より、仮称別府市北部コミュニティーセンターの建設事業補助金について、今回の建設に当たって社会福祉協議会は、市の指名業者によるプロポーザル方式での設計を選択したと聞いている。現在の不況の中、どの業者も受注が欲しい状況であるので、ぜひとも透明性のある業者選択をお願いしたい。また、本来の趣旨であれば、競輪場の周辺対策として別府市が受けるべきものであるが、福祉団体への補助金として社会福祉協議会が主体となった事情も勘案・しんしゃくした結果であろう。だが、今後の運営費などは、市の財政状況もかんがみて、すべて丸抱えとするのではなく、運営主体の社会福祉協議会に十分に努力していただき、足りない部分を補うといった形をとるべきではないのか。また、建設する以上は、本当に地域に役立つものであり、全市民が納得できるような運営を心がけていただきたい、との意見・要望がなされた次第であります。

また、生活保護適正化事業については、毎年指摘されることであるが、十四年度の決算見込みでも扶助費が伸びている。先般の本会議でも明らかにされたように、別府市の今後の財政事情を考えると、大変憂慮すべき問題である。不況、年金担保問題など、さまざまな要因はあるが、別府市における生活保護適正化は、人権には配慮しながらも、厳しく対処していかざるを得ない時局が来ていると思う、との意見が述べられ、当局より、課内で協議を進め、さらなる適正化に努力してまいりたい、との当局答弁を了とした次第であります。

次に、障害福祉課関係部分であります。

まず、当局の説明では、心身障害者福祉事務に要する経費の追加額については、本年より始まった措置費から支援費制度への円滑な移行を図るための事務経費となっている。この中には情報推進課と開発中の新システム構築費も一部含まれている。普通旅費については、遠隔地の施設等にいる障害者を、現在はみなし決定で支援費を決めているが、実際に面談して正式な決定を行うものである。また、ホームヘルプサービスに要する経費の追加額は、昨年まで重度の障害者に限定されていたサービスが、今年度より支援費制度に移行することにより、すべての障害者が対象になり、支給区分も拡大されたことにより、対象人員を昨年度より八〇%増しの二万七千人と想定している。最後の身体障害者生活支援に要する経費の追加額は、昨年度までは国の補助事業であったが、今年度より一般財源化され、交付税の措置額が不明であったため、当初予算では約半分の額であったが、今回、昨年並みの額を予算計上するものである、との説明がなされました。

委員より、今年度より支援費制度にかわり、市町村の財政負担は大きくなっているが、その中で別府市はよくやっていると思う。だが、障害者生活支援事業については、市町村

が一般財源で全部受け持つのではなく、扶助費的に国・県が支えていくべきだと思うので、是正の働きかけをしていくべきだ。また、ホームヘルプサービス事業については、当該課の方に事業者からのフィードバックはなされているのか。実際ヘルパーの方の声を聞くと、週何日かのサービスでは支え切れないケースも多々あるという。サービスの実態調査をして状況を改善してもらいたい、との要望がなされた次第であります。

続いて、児童家庭課関係部分であります。

当局より、児童健全育成に要する経費の追加額について、平成十七年度より実施される次世代育成支援対策推進法により、十カ年の行動計画策定のために行うニーズ調査の委託料であり、サンプル数は未就学児千八百名、小学生千七百名、合計三千五百名を対象に行うものである。次に、市立保育所施設整備に要する経費の追加額は、平成十四年度に実施した中央保育所の耐震診断の結果、中央保育所に耐震補強箇所が見つかったため、平成十六年度にあわせて大規模改造を行うこととなり、これに伴う設計委託料となっている。これにあわせて保育室の冷暖房設備、調理室の空調等、現在の生活環境に合った形で、子供たちが安全で快適に生活できるよう施設整備する計画となっている。次に、児童福祉施設建設に要する経費は、西部地域の西別府病院西側の遊休地に子育て支援の多機能化を推進する保育所、児童館、子育て支援センター等の機能を有する複合施設を建設するための実施設計及び用地取得等に要する経費であり、十六年度に建物を建設し、十七年四月開設を目指しているとの説明がなされ、委員より、建設場所の近くに扇山老人ホームがあるので、その施設を連携させた三世代交流の総合的計画はできないものか、との質問に対し、当局より、現在の鶴見保育所でも老人ホームとの交流事業を行っているが、今後は、よりそれを発展させるような取り組みができるように努力したい、との答弁がなされました。

また、新施設完成後の鶴見保育所跡地はどうか、との問いに対しては、当初は、現在地では建てかえを考えていたが、幸い適当な用地が見つかり、新施設を建設するという経緯もあるので、将来は売却し、用地取得費に充当いたしたい、との答弁がなされました。

また、保育所の民間移管計画に関して、現在臨時保育士として雇用されている方々の移管後の就職についても、できるだけ雇用が続くように配慮してほしい、との要望も述べられました。

以上の結果、最終的に当局答弁を了としたものであります。

続いて、高齢者福祉課関係部分については、当局より、生きがい活動支援通所に要する経費の追加額は、この事業の大半を占める人件費が、本年度より一般財源化され、当初では骨格予算のため半年分しか計上していなかったものを、今回、本人負担は据え置きで、残りの部分を予算計上するものである、との答弁がなされ、適切妥当と認め、了とした次第であります。

最後に、保健医療課関係部分についてであります。

当局より、今回の老人保健医療に関する経費の追加額は、昨年十月の健康保険法の改正に伴い、高額医療受給者の負担が変更になり、高額医療費の償還払いの請求が本人申請となったため、高齢者の申請の便宜を図るために、返信封筒を同封した申請書を昨年より送付しているが、本年八月末時点では、まだ五千人ほどの未申請者がいるために、再度申請書を送付するための通信運搬費であるとの説明がなされましたが、委員より、高齢者は、申請書の意味がわからずにそのままにしているケースが多いので、それに対するフォローを行ってはどうか、との意見が述べられ、当局も、今回の郵送でも申請がない者に対しては、電話などで指導し、できるだけ申請者漏れをなくしていきたい、との答弁がなされ、了とした次第であります。

最終的に議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分については、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果について報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会副委員長・麻生 健君登壇）

○建設水道委員会副委員長（麻生 健君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から報告をさせていただきます。

建設水道委員会は、去る九月三日の本会議におきまして付託を受けました議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分外三件について、九月九日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果につきまして御報告をいたします。

まず最初に、議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分についてであります。

土木課関係部分は、まず、緊急雇用創出対策事業に要する経費につきまして、現存する街路灯、カーブミラー設置の実態調査を行うことにより、市内全域の設置状況を確認し、今後の新設や撤去、取りかえなどを効果的に行うための資料を作成するために行うものであり、国の補助事業である緊急雇用創出対策事業により十二名を雇用する予定であります。また、県施行負担金の追加額では、別府庄内線、東山庄内線の舗装道路新設改良事業費の地元負担金を計上し、さらに災害復旧に要する経費は、ことし八月の台風十号による大雨の影響で、枝郷地区の市道である朝見枝郷一合棚後畑線ののり面が崩壊したことに伴う災害復旧費を計上したものであるとの説明がなされました。

次に、都市計画課関係部分であります。県施行負担金の追加額につきましては、都市計画道路であります富士見通り鳥居線及び山田関の江線の街路事業部分の地元負担金である旨の説明を了とし、最終的に議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第五十五号平成十五年度別府市水道事業会計補正予算（第一号）についてであります。国庫補助対象事業として、朝見浄水場水質改良事業にかかる国庫補助金の受け入れに対する補正予算であります。これに伴い資本的収入が増額になり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を、過年度分損益勘定留保資金、当該年度分損益勘定留保資金、利益譲与処分量及び当年度消費税並びに地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものであるとの説明があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決されました。

次に、議第五十九号別府市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、維持管理の困難であった明礬配水地域の稼川水源について、当該地区の管網整備を行った結果、小倉水系により配水が可能になったために取水を停止し、水源を廃止しようとするものである旨の説明がなされ、これを了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決されました。

最後に、議第六十号平成十四年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成十四年度別府市水道事業剰余金の処分についてであります。当局より、平成十四年度主要事業として、一般改良事業としては、国道十号線電線埋設共同溝工事に伴う配水管布設がえ工事や天間簡易水道水源整備工事等の施行を行い、起債事業につきましては、配水事業整備として、鉄輪御幸地区での配水管布設工事等三千九百六十五メートルの配水管の新設布設及び布設がえのほか、朝見浄水場既存施設更新事業として沈殿池トラフ設置工事を、朝見浄水場既存施設更新事業として、ろ過池電動弁取りかえ工事を実施するとともに、水道事業剰余金の処分につきましては、法定積立金である建設改良積立金及び任意積立金である建設改良積立金に処分するものである、との説明がなされたところであります。

これに対し委員より、決算の内容全般について、大分市、中津市等に比べ四倍から五・六倍の純利益を上げていることや、有収率が、全国平均や類似団体と比較しかなり下回っており、非効率な給水事業の展開に疑義を感じざるを得ない。さらに、地方公営企業繰り出し基準や繰り出し基準以外の公的資金の導入等を実施すべきであるとの指摘や意見に対して、当局より、有収率については、漏水が原因ではないかと調査を進めましたが、原因究明に至らず、現段階におきましては、原因の究明は困難であると同時に、繰り出し基準や繰り出し基準外の公的資金の導入につきましては、国の機関である総務省や市長部局等関係機関に働きかけを続けていきたい、との答弁がなされました。

また、事業計画の見直し、労働生産性の向上、資金計画の見直しなど、別府市水道事業

経営審議会の答申に従い、早急に経営改善を行い、数値目標を明確にすべきである、との意見がなされ、最終的に議第六十号平成十四年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成十四年度別府市水道事業剰余金の処分につきましては、

一、水道局の経営に当たっては、地方公営企業法第三条の基本理念を尊重すること。

二、さきに経営審議会で示された具体案に基づき、早期に労使一体となった実施協議会を立ち上げること。

三、実施協議会は、実施計画を向こう半年以内に示すこと。なお、実施計画には、目標年次、目標数値を示すこと。

以上三点の附帯決議を付し、採決の結果、全員異議なく認定及び可決された次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての御報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会副委員長・嶋 幸一君登壇）

○総務文教委員会副委員長（嶋 幸一君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より御報告をいたします。

総務文教委員会は、去る九月三日の本会議において付託を受けました議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分外二件について、九月九日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について、簡単に御報告いたします。

初めに、議第六十一号動産の取得についてであります。

これは、南小学校の備品として厨房機器一式を買い入れようとするにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものであり、このたびの南小学校の給食調理場施設整備の特徴として、一点目は、ドライシステム運用、これは〇－１５７の問題が解消できるということで、床に水を流さないシステムにより、飛沫による汚染等がなく、安全性が保たれるようになっている。二点目は、オール電化となっており、ガスとの相違点は、放射熱が少なくなり、室内の温度・湿度の空調管理が容易になるため、空調設備費がガス釜方式と比較すると廉価になる。三点目は、強化磁器食器を導入することにより、食器を手を持って食べられ、食事時のマナー面の向上が図られるなどの利点が、詳細に述べられたところであります。

委員から、学校給食は、発育盛りの幼児・児童にとって欠くことのできない教育の重要な一環でもあり、今回の衛生面等に考慮した新システムの導入は大いに歓迎したい、との

意見がなされ、最終的に議第六十一号を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分及び議第五十六号別府市職員退職基金条例の制定についての二点は、ともに関連がありますので、一括審査を行ったところであります。

初めに、議第五十四号関係では、消防本部関係の一般管理に要する経費の追加額について。これは、昨年十一月十八日に発生した南立石マンション火災において消防職員四名が死傷したことにかんがみ、事故調査委員会において原因究明に鋭意努めてきたが、より正確な事実認定をするため、委員を増員し、さまざまな角度から検証するとともに、一刻も早い事故調査報告書を完成させるための委員の報償費等の追加額の計上をした。

なお、現段階においてまとめに入っているが、十一月中旬をめどに最終報告を行いたいとの説明を了としたところであります。

次に、教育委員会関係費では、豊かな体験活動推進事業補助金について。これは、社会情勢の急激な変化により、子供たちの体験活動の機会が減少していることをとらえ、心豊かな人間性や社会性をはぐくむため、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、異なる環境における豊かな体験活動への支援・充実を図るためのものである、との当局の説明がなされた次第であります。

最後に、職員課関係では、議第五十六号において、今後の退職予定者数の増加に伴い、特に団塊の世代が退職を迎える平成十九年度から平成二十一年度にわたり、多額の退職金が必要と推測されることから、後年度の事業に充てる財源への影響を一定程度緩和するため、基金条例を制定するものであり、議第五十四号では、今回設置される基金に積み立てる所要額の予算措置をお願いした次第である、との説明がなされた次第であります。この退職基金の問題は、数年前から多くの議員からの要望がなされていた事項であり、先日の本会議においても、遅きに失した感も否めない、との指摘もあった。いずれにしても、今後、行財政改革を推進する中で、この退職金問題等への対応を財政当局と十二分に協議しながら、市民サービスの低下を来すことのないよう、より慎重な行財政運営に努められたい、との要望・意見が述べられたところであります。

最終的に議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）関係部分及び議第五十六号別府市職員退職基金条例の制定についての二件は、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案三件に対する審査の概要並びに結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 決算特別委員会委員長。



( 決算特別委員長・首藤 正君登壇 )

○ 決算特別委員会委員長 ( 首藤 正君 ) 去る九月八日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託を受けました議案は、議第六十二号平成十四年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十四年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

九月八日の本会議終了後、委員会を開会し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、不肖私、首藤正が委員長に、後藤健介君が副委員長に選任されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしました。本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全会一致をもって、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定した次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告を終わります。

何とぞ議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○ 議長 ( 清成宣明君 ) 以上で、各常任委員会及び決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見の報告はありませんので、これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

( 二十四番・泉 武弘君登壇 )

○ 二十四番 ( 泉 武弘君 ) 私は、議第五十四号一般会計補正予算、観光課関係部分、二目観光宣伝費、十一節需用費五十三万一千円のうち食糧費二十六万六千円に、反対の立場からその討論を行います。

この予算は、別府観光推進戦略会議設置に関連する食糧費です。市長は、戦略会議設置について、提案理由で、戦略会議は、観光立市としてあるべき姿を検証し、本市の観光に関する将来像を描き、観光振興の実践的な施策に関する提言を得るために戦略会議を設置する、との説明をされました。市長は、さきの選挙で、観光立市再生宣言を公約として当選されたのですから、それに基づく戦略会議設置に反対するものではありません。しかし、今回の戦略会議構想は、果たして市長自身が公約した観光立市再生宣言に基づいた構想なのか、疑問を禁じ得ません。また、委員の選任においても、どのような基準で選考したのか。特に都市工学デザイナー、国際観光アナリスト、温泉ヘルスコーディネーター、イベントプロデューサーについては、七名の中から四名を選任していますが、これらの方々はどのような経歴で、どのような実績を持っておられるのかも公表されないままです。この戦略会議にかける市長の熱意は理解できますが、不透明な感じがあることも事実なのです。市民の観光振興に対する期待は高まっていますが、反面、政治が結果責任を問われること

も、この機会に指摘をしておきます。

さて、この戦略会議に関連して委員、執行部、議会、商工会議所、観光協会、旅館ホテル連合会、料飲組合、市民団体から、参加予定四十名の会食費二十六万六千円が計上されています。この会食費は、戦略会議の委員と会議の後、食事をするものです。市長は、この戦略会議設置の目的を観光の将来像を描き、観光振興の実践的な施策に関する提言を得るため、と述べましたが、では、なぜこのような大事な会合を公共施設等で実施し、市民だれでも会議を傍聴できるようにしないのでしょうか。市長、あなたは六月議会で、別府観光再生の取り組みの中から、市民の参加と総意をもってまちづくりの実現に向けた検討を行ってまいります、と述べています。さらに、政治理念である、市民が参加できる政治を、この議場で所信としても述べています。今回の会議のあり方や場所について、あなたが今までに述べてきた市民参加はどう生かされているのでしょうか。会議の後行われる会食については、どんな理由があっても、一人当たり五千円もの税金を使ってしてはならないことなのです。特に観光協会、商工会議所、料飲組合、旅館ホテル連合会は、当市の観光の機軸をなす団体です。このような団体の方々に一人五千円もの税金を使って食事を提供すること自体、大変失礼なことだと思いますし、これらの方々も食事代の提供を受けられないと、私は信じています。

私が、この会食について絶対に許すことができないのは、執行部がみずから税金で食事をすることを計画していることです。財政健全化に向け、血のにじむような取り組みが求められる中での今回の食糧費の予算要求は、市長の行財政に対する認識に大きな疑問が生じたことも事実でございます。市民の目線に立った市民政治の実現を目指して、浜田市政は、今スタートしたばかりですが、市民は、浜田市長の市民の目線を見る目に疑問を抱いたと思います。もし予算が認められ、執行すれば、清くまじめでわかりやすい政治を目標とする浜田市政は、音を立てて瓦解をする危険をはらんでいます。私は、過去、行財政改革に一生懸命取り組んできただけに、今回の食糧費は特に許せないのです。

議員の皆さん、別府市は、これから財政健全化に向かって執行部、議会、職員が一致協力して取り組まなければならないことは、議員の皆さんも十分わかりだと思います。二十六万六千円の予算ですが、金額の大小に関係なく、関係者が税金の重みをどのように認識をしているか、また、地方自治法二条十四項で示されています「最少の経費で最大の効果を生む」という税金の運用に対する皆さん方の基本認識が問われているわけです。アメリカでは、議決に当たって個々の判断基準として、第一に、自分の議決は、自分の本当の声に対して正直だろうか、二点目に、自分を指示してくれている支持者の声に自分は果たしてこたえる議決をしようとしているのか、第三点目には、自分が所属している政党の方針に沿っているのかどうか、この三点が判断の基準となって、議員が議決をされるようです。

議員の皆さん、あなた方は、本当に自分の声に沿った議決をしようとしているのでしょうか。

以上を申し上げて、私の討論を終わります。

(十四番・野田紀子君登壇)

○十四番(野田紀子君) 私は、議第五十四号一般会計補正予算(第二号)について、賛成ではありますけれども、一言苦言を申し上げます。

それは、二十三ページ、〇九五二、食糧費二十六万六千円についてでございます。これは、戦略会議の委員十二名と市内各団体の代表者との会議後の食事代四十人分二十万円を含むものです。観光産業は、長引く不況の中、落ち込む一方でございます。温泉が売りの別府ですのに、車に乗った観光客は、雲仙温泉などまで別府を通過していく傾向もございます。このような状況の中で観光を推進する責任を負う戦略会議が設立されるのは、時宜を得たものと考えます。

しかしながら、その経費に食糧費二十六万六千円が計上されているのは、適切な措置とは思えません。(発言する者あり)なぜなら、一人当たり五千元という額は、市民の多数には税金を使ったぜいたくととられるからです。会議に要する経費として茶菓子類の経費は当然用意されても、食事代というものは、参加者の会費で賄った方が、市長のおっしゃる「市民の目線」での市政と言えます。予算執行時の再検討を提案して、討論といたします。ありがとうございました。(拍手)

○二十四番(泉 武弘君) 議長、言うまでもなく討論というのは、上程された予算に対する賛否の意見を述べて、そして議決前に議場にいる議員にその賛否に向かったの協力を得るものです。これが討論の要旨となっていますので、今、十四番議員が、「賛成ですが」という言い方をしましたけれども、それだったら、最初から賛成討論としてやるべきであって、中庸の討論というのではないことだけ、この機会に申し上げておきます。

○議長(清成宣明君) 申し上げます。

事務局に対しては、議第五十四号について、「賛成の旨の討論を」という形で申し入れを受けておりますので、許可をいたしました、ということであります。(発言する者あり)したがって、賛成討論として議長は承っております。

(七番・猿渡久子君登壇)

○七番(猿渡久子君) 私は、日本共産党市議団を代表して、議第六十号平成十四年度別府市水道事業会計決算の認定と、水道事業剰余金の処分について、反対の立場から討論を行います。

平成九年度の約四〇%もの水道料金の値上げは、不況の中、深刻な状況にある市民生活にさらに追い打ちをかけています。市民が使った水の量は、値上げしてから減り続けています。昨年よりもさらに十七万トン減り、値上げ前の平成八年に比べると百六十六万トン

も減少しています。特に水をよく使う飲食関係やホテル・旅館、理美容などの商売をされている方や共同温泉などは、値上げの影響が大きく、これだけ大変な中で、せめて水道料金ぐらい安くしてもらわんとやっていけんと、引き下げを求める声が上がっています。市民の皆さんも、おふろの残り湯を洗濯に使う、花にやる水は雨水をためて使う、さらにトイレのタンクにペットボトルを入れるなど、苦勞して節水をしています。その一方で、水道会計は、当期純利益が約四億八千三百六十六万も上がっています。市民一人当たりにして三千八百九十八万の純利益です。これは、県内の他市に比べ二倍から五倍の純利益になります。杵築市は、十三年度は赤字決算で、安い水道料で市民に提供しています。

私たち日本共産党市議団は、水道料金は値上げのし過ぎ、もうけ過ぎの水道料金は引き下げるべきと一貫して主張してきましたが、十四年度ももうけ過ぎの実態は変わっていません。このようなもうけ過ぎの状況にある水道決算を、附帯決議をつけたからといって認めるわけにはいきません。別府市では、百三十九円でできる水を百六十五円で売り、二十六円もうけが出ています。全国平均では百六十二円で作る水を百五十三円で提供し、約九円の赤字が出ていることから考えても、余りにももうけ過ぎであることは明白です。四〇%もの値上げに賛成した議員の責任も重大だと言わなければなりません。

市民生活が深刻な中、日本共産党市議団として水道料金の引き下げを早急に行うよう求めるものです。もうけ過ぎの水道決算の認定に反対することに議員の皆さんの御賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（清成宣明君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第六十二号平成十四年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十四年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査をいたしたいとの報告であります。本件については、委員長の報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決しました。

次に、議第六十号平成十四年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成十四年度別府市水道事業剰余金の処分についてに対する委員長の報告は、附帯決議を付し、これを認定及び可決すべきものとの報告であります。

まず、平成十四年度別府市水道事業剰余金の処分については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議がありますので、起立により採決を行います。

平成十四年度別府市水道事業剰余金の処分については、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は可決されました。

次に、平成十四年度別府市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第五十四号平成十五年度別府市一般会計補正予算（第二号）に対する各委員長の報告は、原案可決であります。本件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第五十五号平成十五年度別府市水道事業会計補正予算（第一号）から、議第五十九号別府市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、及び議第六十一号動産の取得についてまで、以上六件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。以上六件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上六件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二により、議第六十三号別府市教育委員会委員の任命につき、議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第六十三号は、本市教育委員会委員として、佐藤百代氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○二十四番（泉 武弘君） 若干教えていただきたいのですが、この佐藤百代さんが、教育委員としてなった場合の、教育委員の平均年齢は何歳になるのか。

それで、この教育委員の補充について、選考対象になったのは何名なのか。それで、どのような基準でこの佐藤百代さんということに決定をしたのか。ここらからまず御説明ください。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

平均年齢については、ちょっと今、資料がありませんので、ちょっとわかりません。すぐ取り寄せたいと思います。

○二十四番（泉 武弘君） 教育長、あなたが答弁すべき問題ですか。私がなぜこのことをお聞きするかというのは、この法律に基づいてお聞きしているわけです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の四条に基づいてお聞きしているわけですね。この中に、「委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなってはならない」と、こうある。四項では、「地方公共団体の長は、第一項の規定により委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい隔たりが生じないように配慮するとともに」というのがあるのです。私は、このことについて実は、年齢は今、どのくらいの平均年齢になっているかなということをお聞きしておかないと、教育界の中ではこの方と違った意見も出てきていますので、どういう選考基準なのか、この機会にお聞きしておきたいのです。詳しく説明してくれませんか。

○職員課長（中尾 薫君） お答えいたします。

現在の教育委員さんの平均年齢でございますが、ただいま上程しております委員さんが入られたと仮定した場合、合計で三百一歳、平均年齢は約六十歳となります。

○二十四番（泉 武弘君） それは、何歳、何歳、何歳ですか。「隔たり」ということをお聞きする以上は、その方々の年齢と、平均年齢は今お聞きしましたから、何歳と何歳と何歳ですか。

それから、先ほどお伺いしましたように、選考対象となった人は何名なのか。そして、どのような基準で佐藤百代さんということが、きょう提案されたのか。ここらを説明してください。

○職員課長（中尾 薫君） お答えいたします。

現在の教育委員さんでございますが、一番若い方は四十九歳、すみません、これは十四年度ですけれども、五十歳です。それから、一番高年齢の方は六十七歳でございます。四十代から五十代になりましたので、五十代が二人、六十代が、今回提案している方も含めると三人というふうになります。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

教育委員という選考に当たりますとは、八月に教育委員さんが亡くなられてまして、急速、私も後継者をどなたにお願いしようかということで、直接本人には当たりませんでした。七人、私は候補者を自分で考えました。その中から、私は、佐藤百代さんを最終的に再適任者だという意味で選ばせていただきました。もう履歴にあるとおり、校長先生を退職し、その後、ニューライフのアカデミア婦人大学の指導員として頑張っていた、さらには男女共生社会の実現に向けて頑張っておられる方だというふうに、私は、識見、いろんな意味で再適任者だ、そういう観点で提案をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○二十四番（泉 武弘君） この佐藤百代さんが、過去に特定政党のために大変御尽力されたというのは、衆目の一致するところですが、この四条の中に、「政党に所属する」というのが決められていますね、「政党に所属する人が」というくだりがありますけれども、現在の教育委員会の委員の中に、同一政党に所属している人の調査というのは、いつごろ実施されて、今回は実施されているのでしょうか。

○市長（浜田 博君） 政党に所属する……当然してはならないと思いますし、本人も政党には所属しておりません。過去に特定の選挙を応援したということは、これはあつたかもわかりません。しかし、私は、彼女に対して教育委員をお願いする時点で、教育委員というのは政治活動、選挙運動、近々行われる国政の選挙も含めて一切あなたは行動はできませんよというお話をさせていただいたときに、逆に彼女の方から、「それは当然のことでございます。わかり切ったことでございます」と、私が逆に戒められたという状況でございます。そのくらい私は、教育委員としての任務・仕事・役割をしっかりと認識していただいております、そういうふうに受け取りました。

○二十四番（泉 武弘君） これは、忠告をいたしておきたいと思うのですが、浜田市長が誕生してから、これは事実関係はわかりませんが、選挙の関係だろうと思う人事が、随分行われているようです。今回もそうでなければいいがな。今、浜田市政は、一番安定して市民の協力、議会の協力を得なければいけないときに、そういうことが混乱の芽になってはいけないがなということから、あえて忠告をさせていただきます。

すでに市役所のOBの方々も採用いたしておりますけれども、私が百歩下がったとしても、何名かの方に対しては、私は到底納得できるものではありません。こういう人事について、やはり混乱の芽を助長するような形にならないように、特段の配慮を今後求めておきます。  
（発言する者あり）

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第六十三号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議第六十三号は、原案に対し同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第三により、議第六十四号別府市固定資産評価委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第六十四号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、恵良寧氏を選任いたしたいので、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第六十四号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。



よって、議第六十四号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第四により、議第六十五号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第六十五号は、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員として、高山進氏を選任いたしたいので、地方公務員法第九条第二項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第六十五号別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し同意を与えることに決しました。

次に、日程第五により、議第六十六号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第六十六号は、人権擁護委員として、森永和代氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議第六十六号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、日程第六により、議第六十七号別府市吏員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第七十一号別府市吏員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての、以上五件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第六十七号から議第七十一号までの五件は、本市吏員懲戒審査委員会委員として、朝倉斉氏、山本一成氏、麻生健氏、須田一弘氏並びに友永哲男氏を任命いたしたいので、地方自治法施行規程第四十条第三項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第六十七号別府市吏員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第七十一号別府市吏員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての以上五件については、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第六十七号から議第七十一号まで、以上五件については、原案に対し同意を与えることに決しました。

次に、日程第七により、報告第十号市長専決処分についてから、報告第十六号寄附受納についてまで、以上七件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第十号は、市営住宅屋上のアスファルトルーフィング剥落事故外十件の和解につきまして、地方自治法第八十条第一項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第二項の規定により、報告するものであります。

報告第十一号から報告第十五号までの五件は、本市が出資を行っております法人について、その経営状況を説明する書類を、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により提出するものであります。

まず、報告第十一号は、株式会社別府扇山ゴルフ場の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

平成十四年度の入場者数は、前年度と比較して七百四十一人、約二%の減少となっております。長引く不況によるゴルフ離れや、春先から夏場にかけてグリーンの状態が悪い時期の入場者の落ち込みが影響したものと考えられます。

平成十五年度におきましては、昨年十月に導入した電磁誘導カートによるセルフ化を一層進め、経費の削減と収益の向上に努めてまいりたいとの報告であります。

次に、報告第十二号は、別府開発ビル株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

駐車場事業において、駐車スペースの弾力的な運用を図るため、昨年八月から無人化に移行いたしました。その結果、二十四時間営業が可能となり、時間貸しによる駐車場収入は、前期と比較して約百四十一万円、一二%の増加となりました。

今後とも経費節減を図るとともに、増収に向け一層努めてまいりたいとの報告であります。

次に、報告第十三号は、財団法人別府市総合振興センターの経営状況を説明する書類の提出についてであります。

平成十四年度は、独自事業として五事業、別府市からの受託事業として九事業の計十四

事業を実施いたしました。経費節減に向けた事務事業の見直しを行ってまいりましたが、別府市コミュニティーセンターの受託料の減収、独自事業である温泉給湯事業の契約件数の減少などにより、四期ぶりに経常損失を計上いたしました。

今後とも経費の節減を図り、収支の均衡を保つため、より一層努力してまいりたいとの報告であります。

次に、報告第十四号は、別府市南部振興開発株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

平成十四年度の主要事業として、住宅棟の外壁塗装と大規模改修工事及び給水設備の修繕工事並びに公共棟の空調設備の修繕工事を実施いたしました。施設の良い維持管理に努めた結果、入居率も昨年度に引き続き一〇〇%を維持し、事業部勘定と信託部勘定の合併決算では、約二千九十万円の利益となっております。

平成十五年度においては、引き続き施設の良い維持管理に努め、事業収支の健全化を図ってまいりたいとの報告であります。

報告第十五号は、財団法人別杵速見・東国東地域中小企業勤労者福祉サービスセンターの経営状況を説明する書類の提出についてであります。

この法人は、別府市、杵築市、速見郡及び東国東郡内の中小企業勤労者等に総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的として設立されたものでありまして、この目的を達成するため、中小企業勤労者等の在職中の生活安定にかかわる事業、健康維持増進にかかわる事業、老後生活の安定にかかわる事業、自己啓発及び余暇活動にかかわる事業、財産形成にかかわる事業などを実施しております。

平成十四年度におきましては、会員千百八十一人を対象に共済給付事業、健康管理事業、余暇活動事業、余暇支援事業、指定旅行補助事業などを行ってまいりました。

今後とも、この中小企業勤労者福祉サービスセンターが行う諸事業の周知を図り、会員の増加と中小企業勤労者等の福祉の向上に努めてまいりたいとの報告であります。

報告第十六号は、寄附受納の報告であります。総務関係、温泉関係、商工関係、環境安全関係及び総合体育館関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上七件について、御報告いたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、当局の説明は終わりました。

休憩いたします。

午後零時 一分 休憩

午後一時 零分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

午前中の報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

○七番（猿渡久子君） 総合振興センターの事業報告について、若干質疑をしたいと思います。

かなりの赤字が出ていまして、最終的な経常損失として千三百七十六万一千円という損失が出ているわけですが、今、振興センターのあり方が問われている時期にあると思うのですが、やはりかなり経営努力をして、いかに赤字を解消するかということに力を入れなければならないと思いますが、特にきょうは、この中で野営場のことについて少し質疑をしたいと思います。

野営場の当期損益として四百三十七万五千円余りの損失が出ていますけれども、今、アウトドアブームでかなりアウトドアのレジャーとかスポーツというのは注目をされていて、安い経費で自分たちのペースで楽しめるということで、若い方にもオートキャンプとか大変人気があるのですけれども、この志高キャンプ場、実際には現在オートキャンプができる状況にあって、車を持ち入れてキャンプをする方がたくさんいらっしゃるわけですが、今、どこのキャンプ場もオートキャンプする場合には、車の乗り入れ料を取るというふうに聞いていますけれども、この志高では、入場料一人二百円だけということなのですが、危険箇所の修理だとか必要な整備ですね、今の自然を守った中で必要な整備がきちんとできるように、どこでも取っている車の乗り入れ料というのは、条例化をしていただくようにしたらいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

今、議員御指摘の条例でございますが、別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場の設置及び管理に関する条例だと思っておりますが、この中で野営料ということで一人につき一泊が二百円ということになっております。その自動車が入ったときに取れないかということでございますが、この条例の中でこれを入れ込むかどうかということになりますので、条例改正が必要になってきます。これは、ひとつ振興センターと、私どもが委託しているわけでございますので、十二分に、その場所によりまして、車乗り入れの場所、先ほど申されましたように、平地がすべてではございませんので、その辺も考慮しながら検討したいと考えております。

○七番（猿渡久子君） 現状が、オートキャンプ場としての位置づけなのか、ちょっと中途半端な状況といえますか、現状と料金体系というのが合っていないのではないかなというふうに思いますので、きちんとオートキャンプ場として位置づけて、そういうPRに力を入れる、そして整備をきちんとしてお客さんをふやすという経営努力が必要ではないかと思えます。

今後のこととしてですけれども、いろんなスポーツされる方の中から、今、若い方はマ

ウンテンバイクとか、そういうスポーツにも非常に関心が高くて、別府は、その別府の地形を生かしてそういうマウンテンバイクなどのスポーツも楽しめる場所があったらいいなという声なども伺いますので、そういうスポーツに対する施設の整備といたしますか、どこかできる場所とかいうものも、整備をすることも今後の検討課題として考えてみたらどうかかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

議員御指摘のように、マウンテンバイクということですが、今、中にキャンプの場合は車等を入れております。また、その中で先ほど申しました平地がございません。マウンテンバイクというのは、要するに平地を余り走らなく、少し斜面を駆け登るような感じになるかと思えます。そういう面では危険性とかいろいろな面もございますし、今の状況の中ではなかなかすべて志高湖全体を、また中には県有林もございますし、そういった中と、それから国立公園内でございますので、その辺のいろいろなしがらみもございますので、これはちょっと研究課題とさせていただきたいと思えます。

○議長（清成宣明君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上七件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第八により、議員提出議案第十四号東九州自動車道の整備促進に関する意見書から、議員提出議案第十九号「人権擁護法案」の抜本修正を求める意見書まで、以上六件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第十四号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（三十一番・村田政弘君登壇）

○三十一番（村田政弘君） 議員提出議案第十四号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 東九州自動車道の整備促進に関する意見書

道路は、国民生活や活力ある国土形成にとって欠くことのできない最も重要な社会基盤施設であり、特に高速自動車国道を初めとする高規格幹線道路一万四千キロメートルのネットワークは、地域間交流や広域連携の推進及び物流の円滑化を図る観点から必要不可欠である。

さらに、国土の均衡ある発展と活力ある地域の構築を図り、安全で安心できる国土を形成するに当たり、高速道路ネットワークの整備充実は、政府の財政諮問会議でも指摘している、個性ある地方の活性化や都市再生といった構造改革を推進していく上で緊急を要する問題であり、国が責任を持って取り組むべき国土政策である。

特に、九州では西側が九州縦貫自動車道がすでに整備され、新幹線も整備が進捗しているのに対し、東九州地域ではネットワークのかなめとなる東九州自動車道がようやく整備

の緒についたばかりであり、地域・沿線住民は一日も早い完成を熱望しているところである。

しかしながら、平成十四年十二月六日に道路公団関係四公団民営化推進委員会が答申した意見書は、債務返済や新たな組織の採算性のみを追求した偏った考えのもとに、実質的に高速道路の建設を困難にする内容となっており、今後、日本のあるべき姿を考えると、大きな疑問を持たざるを得ない。

現在、市町村は、合併問題というこれまでにない大きな課題に立ち向かっているところで、推進のためには高速道路等の交通アクセスの整備は必要不可欠である。

よって、国会及び政府におかれましては、地方の道路事情を御賢察され、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

一、東九州自動車道は、高速道路ネットワークの根幹をなす重要な路線で、大分県民の生命線として位置づけられており、整備のスピードを落とすことなく早期完成を図ること。

二、国は、責任を持って整備計画九千三百四十二キロを早急に整備するとともに、国土開発幹線自動車建設法による予定路線である一万一千五百二十キロの整備を着実に推進すること。

三、このため、全国料金プール制を堅持しつつ、料金収入を最大限活用して整備を行うこと。

四、東九州自動車道の津久見・蒲江間を早急に完成させるとともに宇佐・椎田間及び蒲江・北川間の施行命令を早期に出すこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十五年九月十二日

#### 別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 殿

財務大臣

国土交通大臣

国務大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十四号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十五号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（二十一番・永井 正君登壇）

○二十一番（永井 正君） 議員提出議案第十五号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書

自衛隊は、国内的には、阪神・淡路大震災のような大規模災害への派遣など国民の生命・財産を保護する安全、安心の活動が期待されており、また、国際的には、PKO派遣など世界平和への貢献を強く求められているところであります。このような中で、日本近海における武装不審船の出没や米国同時多発テロ等に見られる新たな脅威が現実化するなど、緊迫化した国際情勢の中で、我が国における国防の重要性がますます増大をしている。

現在、防衛庁は、大臣が置かれているものの、組織としては内閣府の外部組織に位置づけられているにすぎず、一方、主要各国では、国防組織は「省」となっている。我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の中、国の防衛の基本的な位置づけとして、防衛庁を「省」に昇格し、安全保障や危機管理に的確に対応する体制を構築するとともに、国際的にも積極的な役割を果たしていくことが必要である。

よって、国におかれては、防衛庁の「省」昇格を早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十五年九月十二日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

防衛庁長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。



これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十五号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十六号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（三番・市原隆生君登壇）

○三番（市原隆生君） 議員提出議案第十六号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書

携帯電話（PHSを含む）の加入台数は、今年三月に八千万台を超え、国民の七割以上が携帯電話を持っており、今や国民にとって携帯電話は、日々の生活の中で欠くことのできない重要なアイテムとなっている。特に二十代の若者の所有率は九割近くにも上ると言われている。爆発的に普及してきた一方で、携帯電話会社のサービスに対し、不満を感じている国民も多い。その一つに、携帯電話の会社を変更すると「携帯電話番号」まで変わってしまうため、他の会社に変更したくても、事実上できないという利用者の声がある。

シンガポールや英国、ドイツ、オランダなどの諸外国では、利用者への「サービス重視」の観点から、携帯電話番号を変えずに契約会社を変更できる「番号ポータビリティ（番号持ち運び制度）」の導入が義務化されている。我が国でもこの「番号ポータビリティ」が実現すれば、利用者が事業者を変更しやすくなるため「事業者間の競争促進」につながり、結果として、利用者への利便性の向上や料金の引き下げにつながる可能性が高いとの指摘もある。

本議会において、「携帯電話のさらなる利便性の向上と料金の引き下げ」の観点から、下記の四点の諸事項の早期実現を強く要請するものである。

記

一、契約先の携帯電話会社を変更しても、従来の番号を利用できる「番号ポータビリティ

一（番号持ち運び制度）」を導入すること。その際、事業者に対する税制上の支援措置等を検討すること。

二、「番号ポータビリティ」が導入されるまでの当面の措置として、携帯電話会社を変更した場合でも、契約変更先の携帯電話番号を通知するサービスを早期導入すること。

三、携帯電話の通話料金をさらに引き下げること。

四、ボーダレス化を図り、世界同時通話を可能にすること。

「利用者へのサービス向上」、「より一層の競争促進」の観点から、以上の四項目が実現できるよう政府及び担当省庁は、税制上の支援を初め環境整備を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づいて、意見書を提出する。

平成十五年九月十二日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

総務大臣

財務大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十六号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十七号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十五番・堀本博行君登壇）

○十五番（堀本博行君） 議員提出議案第十七号は、お手元に配付してあります意見書を

読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書

我が国の犯罪情勢は、平成十三年全国で発生した刑法犯は二百七十六万五千六百十二件と、戦後最高を記録し、過去十年間で約百万件の増加となっており、とりわけ刑法犯の九割近くを占める窃盗犯の増加が著しい。また、過去十年間で路上窃盗及びひったくりの件数はそれぞれ四・五倍、三・六倍に増加するなど、路上犯罪の大幅な増加が目立っている。また、来日外国人による凶悪犯や組織的窃盗事件が増加し、来日外国人犯罪の全国への拡散化傾向がうかがわれるとともに、少年非行の凶悪化、粗暴化が進み、ひったくりの総検挙数に占める少年の割合は七割を超えるなど、少年非行も深刻化している。

治安の維持は、国民にとって最大の社会福祉である。もはや犯罪が凶悪化、多様化、国際化する今日の危機的状況を放置することはできない。

したがって、政府は、治安の回復を目指し、内閣が一体となって下記の諸対策を速やかに実施するよう強く要求するものである。

#### 記

一、来日外国人及び暴力団等による組織犯罪対策への取り組みをさらに強化すること。銃器を使用した凶悪犯罪や薬物組織犯罪への対策も強化すること。

二、警察官を増員し、人口に比して警察官の少ない地域へ重点配分するとともに、警察官OB等の活用や交通警察の一部民間化により交番・駐在所の整備充実を期すこと。

三、警備業者等を活用し地域パトロール等を強化したり、防犯効果の大きい地域コミュニケーション形成についての国民の意識啓発を進めること。

四、留置場・拘置所など治安関係施設の整備拡充を図ること。

五、犯罪防止の立場から、毅然たる入国管理体制を確立すること。

六、青少年の健全育成のための推進とあわせ、軽微な少年犯罪の放置が犯罪の増発・凶悪化に発展する傾向性を重視し、少年非行防止、薬物乱用防止対策、暴走族対策等を強化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づいて、意見書を提出する。

平成十五年九月十二日

別 府 市 議 会

内閣総理大臣

国家公安委員会委員長 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十七号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十八号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十六番・田中祐二君登壇）

○十六番（田中祐二君） 議員提出議案第十八号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 障害者施策の充実を求める意見書

今年の四月から、脱施設化・地域福祉推進を目指す「新障害者プラン」と、措置から契約へ、障害者の自己決定に基づきサービスを選択する制度である障害者の支援費制度が始まりました。

どちらもノーマライゼーションの理念のもと、障害者の社会への参加を推進するために策定、導入されたものですが、実際には、障害者の社会参加を阻む様々な課題が山積しているのが実情です。

つきましては、障害者施策のより一層の充実を図るため、次の項目について、強く要望いたします。

#### 記

一、障害を持つ人への差別を禁止し、社会参加の権利を保障する「障害者差別禁止法」を早期に制定すること。

二、障害者の自立の妨げであると同時に、教育を受ける権利や労働権の侵害である通学や通勤についてのガイドヘルプの利用制限を撤廃すること。

三、支援費制度の利用者負担基準の算定について、成人の利用者にとっては、扶養義務者分を除外すること。

四、地域で暮らす障害者の働く場であり、地域の生活支援の場でもある小規模作業所及び小規模通所授産施設を支援費制度の対象にすること。

五、支援費制度の対象外に置かれている精神障害関連制度についても、制度の対象にする

こと。

六、障害者の地域生活を確実に支援するため「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児（者）地域療育等支援事業」を従来の補助金形態へ戻すこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づいて、意見書を提出する。

平成十五年九月十二日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十八号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十九号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十二番・池田康雄君登壇）

○十二番（池田康雄君） 議員提出議案第十九号は、皆様方のお手元に配付してあります意見書を読み上げることによりまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

「人権擁護法案」の抜本修正を求める意見書

第百五十四回国会に提出された「人権擁護法案」は、人権委員会を法務省の外局としており、その独立性に関しては、重大な問題がある。さらに、独立性の確保されていない人権委員会に、特別救済として報道機関等に対する強力な調査権限等を与えており、不当に

表現の自由を侵害するおそれが高い。また、わずか五人からなる人権委員会が、日常生活の場で生起する人権侵害に対応できるのか、その実効性も大いに疑問である。

また、一九九八年に、国連の自由権規約委員会から、政府から独立した人権救済機関の必要性を盛り込んだ勧告を受けていたにもかかわらず、名古屋刑務所内で刑務官による受刑者の死傷事件が明らかになったのを初め、公権力による人権侵害事例が後を絶たない。かかる状況をかんがみるならば、政府から独立し、あらゆる人権侵害事象に即応し得る実効性のある新たな人権侵害を救済する機関を創設することが国家の急務であるのは、論をまたない。

したがって、本議会は、政府に対し人権委員会の独立性を確保し国際水準を満たす人権救済機関とするために、「人権擁護法案」の抜本修正を求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成十五年九月十二日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

法務大臣

どうか、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十九号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、日程第九により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成十五年第三回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成十五年第三回市議会定例会を閉会いたします。

午後一時三十六分 閉会